

差別に気づいた！わたしから、わたしたちの平等へ。
「女性差別撤廃条約」リテラシーUP プロジェクト
声を「集める」ワークショップ 2020年8月30日開催／報告書

特定非営利活動法人 参画プラネット

1 テーマ

「女性差別撤廃条約」リテラシーUPプロジェクト 声を「集める」ワークショップ in 浜松／対面

2 企画趣旨

「女性差別撤廃条約」に関するリーガルリテラシーを高め、ジェンダー平等な社会を実現することをめざし、参画プラネットは、①学ぶ、②集める、③拡げるという枠組みで「女性差別撤廃条約」リテラシーUPプロジェクトを展開中です。

このたびの企画は、上記の「②集める」ことを目的としています。具体的には、「女性差別撤廃条約」を「①学ぶ」ための学習プログラムを基盤として、声を集める（モニタリング）ためのワークショップです。

3 開催概要

日時：8月30日（土）午前10時から12時30分（150分）

会場：あいホール

参加費：資料代500円

参加者数：14人（女性：13人、男性：1人）

講師：「女性差別撤廃条約」コーディネーター／渋谷典子（NPO法人参画プラネット代表理事）、重原惇子（同法人常任理事）

ファシリテーター：「女性差別撤廃条約」コーディネーター／林やすこ（同法人常任理事・事務局長）、明石雅世（同法人常任理事）、伊藤静香（同法人常任理事）、中村奈津子（同法人常任理事）

主催：特定非営利活動法人参画プラネット 共催：NPO法人浜松男女共同参画推進協会

助成：赤松良子ジェンダー平等助成金（期間：2019年7月1日～2021年6月30日）

4 ワークショップの内容

時刻	内容	担当
10:00 ～10:05 (5分)	開会挨拶	司会：重原
10:05 ～10:20 (15分)	第一部：講義／リーガルリテラシーUP はじめに：参加者一人ひとりに「法は…」をテーマに、ポストイットに記してもらい、ホワイトボードで紹介。 講義内容 (1)「法」とは何か？ (2)「法」の目的は？ (3)「法」の体系・種類	講師：渋谷、重原
10:20 ～11:20 (60分)	第二部：講義とワーク／「女性差別撤廃条約」リテラシーUP (1)女性差別とは？ (2)女性差別撤廃条約を学ぶ！ (3)個人ワーク 講義と同時並行して、「女性差別撤廃条約」リテラシーUPワークシート（以下、ワークシート）の気になる言葉に線を引いてもらう個人ワークを実施。	講師：渋谷、重原 ファシリテーター：林、明石、伊藤、中村

	<p>(4) 対話ワーク（二人での対話形式） 「何を読み取ったか」についてワークシートをシェアし、「女性差別撤廃条約」への理解を促進。</p> <p>(5) インタビュー シェアした内容についてインタビューし、「女性差別撤廃条約」を法的な視点から読み解く。</p>	
11:20 ～12:20 (60分)	<p>第三部：講義とワーク／リーガルマインド UP</p> <p>(1) リーガルマインドとは？</p> <p>(2) 個人ワーク 「女性差別撤廃条約」リテラシーUP 情報シート（以下、情報シート）を読みこみ、「女性差別撤廃条約」の条文へあてはめてみる。＜情報シートは、特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）がテーマ＞</p> <p>(3) インタビュー 条文へのあてはめについて、発表し、リーガルマインドの視点で学びを深める。 <u>今後に向けて：参加者一人ひとりに「法は…」をテーマに、ポストイットに記してもらい、ホワイトボードで紹介。</u></p>	講師：渋谷、重原
12:20 ～12:30 (10分)	閉会挨拶	司会：重原

5 成果と課題

(1) コロナ禍の影響

コロナ禍の下、4月12日（日）に開催予定であったワークショップを8月30日（日）へと延期し、対面で実施することができました。会場の提供と設営をはじめ広報も積極的に担ってくださったNPO法人浜松男女共同参画推進協会との共催で、実りあるワークショップとなりました。

参加者は、静岡県および愛知県から集まった14人で、それぞれのプロフィールも多彩（会社員、議員、女性関連施設職員、女性グループ運営者、キャリアコンサルタント、NPO活動者等）でした。

今回は、ソーシャル・ディスタンスを確保するため、対話ワーク（二人での対話形式）でのワークショップを実施し、その後、講師がインタビューをして内容を共有する時間をとり、知識と意識を深めることとなりました。

(2) 開催時間（150分）について

150分での設定が可能となり、第二部「女性差別撤廃条約」リテラシーUPにおいて、講師およびファシリテーターから、講義内容に関するエピソードの紹介があり、身近な問題としてとらえるきっかけづくりとなりました。また、第三部のリーガルマインドUPの「課題を条約へ！あてはめてみよう」のコーナーでは、コロナ禍で表出した課題として、特別定額給付金のあり方が「女性差別撤廃条約」に反しているかどうか、さらに、反している場合はどの条文があてはまるかについての検討を進めました。このワークは、「女性差別撤廃条約」を「他人ゴト」から「自分ゴト」へと着実に認識するチカラに結びつけました。

(3) 「法は…」(ワークショップの内容：アンダーラインの部分) について (添付資料をご参照ください)

第1回と同様に、開始した際と終了した際に、一人ひとりに「法は…」とポストイットへ記載しました。ワークショップ終了時には、文章の内容が濃くなり、書くことで表現したいという熱意あふれる「法は…」へと変化しています。

法は... 20200830

法は... before	法は... after
知っていれば、強力で自分を守れる...かもしれない?	日本の法は男が作ったもの...それをくつがえすのに、女(白粉)が汗をかかなくては、理不尽と無力感を感じるが、少しでもすめなくてはならない
政府や権力者にとって都合の良い物になりがち...国民・市民が問題点や改善について声を上げにくいといけない	国民一人ひとりが、法をよく知り、使えるようになり、変わってほしい点は声を上げていくことが必要だと思う そのためにも、一人ひとりがリーガルリテラシーを持ち、法や社会の問題点に敏感にならなくてはならない
・武器・社会の促・頼しい・読み方によって解釈が変わることがあるように...	社会のあらゆる生活の差別的態度の日調整を学び考えさせられた その一つひとつに向けて守り制度されていかなければならない
私たちの生活を守る	「法」は、面白いもの！ 情熱をもって進めなければ、キチンと応えてくれる(はず)
・守るべきもの・社会をつくるもの	時代に合った法律が必要 女性に対する差別がたくさんあることが分かった 女性というだけでなく、人間として守られることが大切だと思う
・規律・国が定める	平等でなければいけない(公的・社会・私的)生活向上のため、変えていくことができる 国民に広く聞かれるものでなければならぬ
・人権を守るもの	市民でも変えていけるものだと思います 身近なもやもやを照らし合わせてみるとつながっている
・私にとって「法」は...生活を安心して送るための規律	「法」は...主張(論理)や疑問を問いたす規律・そこには更に法にどの点にあてはまるのか...主観ではなく客観的事実となることを伝えられる力が必要
・個人の権利を保障するものだと思いますが...一般の感覚と法的な立場感覚のズレを多く感じます	・広い視野(多角的)で物事を観ることが大事であることに気づきいただきました ・事を動かすには、それに基づく意識等、さまざまな材料を用意してのぞまなければ処理できないことを知りました
「法」は、私を守ってくれるもの...でもちょっと距離がある感じ	①国際社会と協調しながら、②すべての人の基本的な人権が保障されるよう、③終わりのなき整備を求めていくべき、④生きていくための規律
生活を倫理的に快適におくるための約束事	・法は不備なもの・法は人権を守るもの・法は進歩しなくてはならないもの ・法はまもらなければいけないもの
「法」は自分の主張をするときのもをたどるときに相乗りになるもの	・法は土台・システムやケールを変えただけでは社会は変わらない ・どういって視点をもって土台をつくるか...問われている

資料2：会場の様子

